令和８年度　兵庫県「介護サービス情報の公表」に関する計画

Ⅰ　全体計画

１　趣旨

介護保険制度は、利用者が自ら介護サービス事業者を選択し、利用者と当該事業者とが契約し、サービスを利用又は提供する制度であり、利用者本位による利用者のニーズにあったより適切な事業者選択を通じたサービスの質の向上が図られることを基本理念とする制度である。

「介護サービス情報の公表」制度は、このような、利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 35 第１項の規定に基づいて、介護サービス事業者に対し、「介護サービス情報」（介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なもの）の公表を義務付けるものである。

この「兵庫県「介護サービス情報の公表」に関する計画」は、「介護サービス情報の公表」制度にかかる法、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「法施行令」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「法施行規則」という。）の規定に基づき、兵庫県内の介護サービス事業者が提供する介護サービス情報の報告、調査及び公表にかかる各計画を一体のものとして、兵庫県知事（以下「知事」という。）が定めるものである。

２　全体計画の内容

（１）全体計画の基準日

全体計画の基準日は、令和８年２月１日とする。

（２）全体計画の期間

令和８年１２月１日から令和９年３月３１日とする。

（３）報告の対象となる介護サービス

報告の対象となる介護サービスは、法施行規則第１４０条の４３第１項に規定される、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（法施行規則第１４条第４号に掲げる診療所に係るものを除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、地域密着型通所介護、居宅介護支援、介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、介護医療院サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（法施行規則第２２条の１４第４号に掲げる診療所に係るものを除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護とする。

また、法施行規則第１４０条の４３第２項に規定されるとおり、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下「訪問看護等」とい

う。）のうち、法第７１条第１項本文の規定により居宅サービスに係る法第４１条第１項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第７２条第１項本文の規定により居宅サービスに係る法第４１条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第１１５条の１１において準用する法第７１条第１項本文及び法第７２条第１項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第５３条第１項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護医療院であって、指定があったものとみなされた日から起算して１年を経過しない者によって行われる訪問看護等については報告の対象となる介護サービスとしない。

ただし、平成２１年４月１日に現に通所リハビリテーションに係る法第４１条第１項本文又は介護予防通所リハビリテーションに係る法第５３条第１項本文の指定を受けている病院等の開設者であって、その後において法第７１条第１項本文の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者又は法第１１５条の１１において準用する法第７１条第１項本文の規定により指定介護予防サービス事業者とみなされた者については、前段の法施行規則第１４０条の４３第２項の規定は適用しない。

（４）一体的な報告・調査を行うサービス区分（報告様式）

「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成１８年３月３１日付老振発第０３３１００７号厚生労働省老健局振興課長通知）の規定により、一体的な報告、調査を行うサービス区分（報告様式）を次のとおりとする。

① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
③ 訪問看護＋介護予防訪問看護
④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
⑤ 通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護＋指定療養通所介護
⑥ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション
⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））
⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））
⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）（外部サービス利用型））＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）（外部サービス利用型））
⑩ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売
⑪ 小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護

⑫　認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護

⑬　居宅介護支援

⑭　介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⑮　介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

⑯　介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）＋介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

なお、以上の各区分について、２以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、一体的に報告を実施するものとする。ただし、各サービス区分において、一体的に事業が行われていない場合、又は、同一日に報告が行えない場合は別件とする。

また、この「兵庫県「介護サービス情報の公表」に関する計画」において、各区分において各指定居宅サービス（居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定福祉用具販売を除く。）、指定地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に限る。）、指定居宅介護支援、介護老人福祉施設サービス又は介護老人保健施設サービス、介護医療院サービスを「主たるサービス」という。

（５）報告の対象となる事業者

法第１１５条の３５第１項の規定により、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告の対象となるとともに、同法同条同項並びに法施行規則第１４０条の４４第１項の規定により、全体計画の基準日前の１年間において、介護報酬の支払いを受けた金額（利用者負担、公費負担等を含む。）が１００万円を超える事業者を報告の対象とする。

なお、全体計画の基準日前の１年間において、２（４）に定める一体的な報告・調査を行うサービス区分（調査票様式）の各区分内において、２以上のサービスを一体的に運営している場合には、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が１００万円を超えない場合を除き、報告の対象とする。

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、別に定める様式により全体計画の基準日前の１年間に介護報酬の支払いを受けた金額がいずれも１００万円以下である旨届け出た事業者は、報告の対象外として取扱うものとする。ただし、当該事業者が福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与のいずれか又はその双方を併設している場合で、併設サービスが報告の対象となるときは、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売についてもあわせて報告の対象となる。

（６）報告する介護サービス情報

報告の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の具体的内容は、「「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成１８年３月３１日付老振発第０３３１００７ 号厚生労働省老健局振興課長通知）」別添１基本情報（以下「基本情報」という。）及び別添２運営情報（以下「運営情報」という。）のとおりとする。

（７）報告の提出先

報告の提出先は、知事が指定した指定情報公表センター（以下「指定情報公表センター」という。）とし、当該報告の提出をもって知事に報告したものとみなす。

【指定情報公表センター】

名　称	所在地
兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会	神戸市西区曙町 1070 兵庫県立総合ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ内

（８）調査事務について

調査については、「介護サービス情報の公表制度における調査及びアセスメントに関する指針」に基づき、実施するものとする。

（９）報告・公表を行う月

対象事業者が報告を行う月、当該事業者の介護サービス情報を指定情報公表センターが公表する月は、別表のとおりとする。

(10) 報告の対象外となる事業者の報告の取扱い

（５）の規定にかかわらず、報告の対象外となる事業者が公表を希望する場合は、報告の対象として取り扱う。

(11) 計画の通知

知事は、この「兵庫県「介護サービス情報の公表」に関する計画」を定めたときは、指定情報公表センターに対して、通知する。

(12) 計画の公表

知事は、この「兵庫県「介護サービス情報の公表」に関する計画」を定めたときは、利用者及び介護サービス事業者に対して、内容を周知するため、これを公表する。

３　命令を受けた公表対象事業所に係る介護サービス情報の取り扱い

対象事業者に対し、法第１１５条の３５第４項の規定に基づき、知事が介護サービス情報の公表の報告、報告内容の是正又は調査を命じたときは、知事の指示により、調査又は公表を行うものとする。

Ⅱ　報告に関する計画

１　趣旨

「報告に関する計画」においては、対象事業者が指定情報公表センターに介護サービス情報を報告するまでの業務について定める。

２　報告に関する計画の期間

「報告に関する計画」の期間は、令和８年１２月から令和９年３月までとする。

３　報告に関する計画の基準日

「報告に関する計画」の基準日は、別表に定められた対象事業者が報告を行う月の初日とする。

４　報告の方法

（１）指定情報公表センターが報告依頼を対象事業者に送付する時期

①　全体計画の基準日前の１年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が１００万円を超える事業者

別表に定められた対象事業者が報告を行う月の前月の２５日

②　新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者

知事から通知があったとき又は指定情報公表センターが当該事業者から申し出を受けたとき

（２）報告の内容

全体計画の基準日前の１年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が１００万円を超える対象事業者については、基本情報及び運営情報のそれぞれに定められた項目について報告する。

基本情報及び運営情報は、原則として、介護サービスごとに報告するものであるが、Ｉ２（４）に定める一体的な報告・調査を行うサービス区分（報告様式）の各区分において一体的に運営されているサービスの調査情報については、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなすこととする。

また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、基本情報のみについて報告することとする。

（３）報告する情報の記載内容

対象事業者が報告する介護サービス情報の記載内容は、「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成１８年3月３１日付老振発第０３３１００７ 号厚生労働省老健局振興課長通知）別添３「介護サービス情報の記載要領」（以下「記載要領」という。）に基づくこととする。

なお、記載要領で規定される「記入年月日」については、指定情報公表センターに対象事業者が報告を行う日とする。

（４）報告の提出方法

対象事業者は、介護サービス情報公表システム（以下、「公表システム」という。）の報告システム（以下、「報告システム」という。）により、指定情報公表センターに報告を行う。

ただし、報告システムにアクセスできない場合は、指定情報公表センターから別途送付される報告書により報告を行うことができる。

（５）報告の提出期限

報告の提出期限は、次のとおりとする。

① 全体計画の基準日前の１年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が１００万円を超える事業者

別表に定められた対象事業者が報告を行う月の別途指定する日

② 新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者

指定情報公表センターが通知した日の属する月の末日（同日が祝日に当たる場合は、その直前の平日）

５ 報告の受理

指定情報公表センターは報告内容の審査を完了したものについて、これを受理する。

（１）報告内容の審査

指定情報公表センターは、対象事業者から提出された報告を受け付けたときは、当該報告内容の入力漏れ等の不備について審査を行い、入力漏れ等がある場合は、当該事業者に照会する。

（２）督励

指定情報公表センターは、期日までに報告のない対象事業者に対して、必要に応じた督促を行う。

Ⅲ 情報公表事務に関する計画

１ 趣旨

「情報公表事務に関する計画」においては、報告対象事業者から提出された基本情報及び運営情報を、インターネット等により公表するまでの業務について定める。

２　情報公表事務に関する計画の期間

「情報公表事務に関する計画」の期間は、令和８年１２月から令和９年３月までとする。

３　介護サービス事業者ごとの公表を行う時期

（１）全体計画の基準日前の１年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が１００万円を超える事業者

事業者の報告を受理した月の月末（ただし、同月の２０日より後に受理のあったものについては、翌月の末日までとする。）

（２）新設事業者

対象事業者が基本情報にかかる調査票を提出してから２週間以内

４　報告の受理

指定情報公表センターは、事業者からの報告を審査し、不備がない場合は受理する。

不備が認められるときは、事業者に返却し、再提出を求める。

５　公表の方法等

（１）インターネットによる公表

指定情報公表センターは、対象事業者の介護サービス情報を公平に公表するとともに、多くの事業者の中から介護サービス利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することができるよう、インターネットによる公表を行う。介護サービス情報の公表は、次のホームページにより行う。

（ホームページアドレス）　https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/28/index.php

（２）対象事業者による公表等

①　対象事業者は、公表される自らの介護サービス情報について、責任を有し、利用者等からその内容について説明を求められたときは、適切に対応する。

②　対象事業者は、公表される自らの介護サービス情報について、事業所又は施設の見やすい場所に掲示するよう努める。

③　対象事業者は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表される自らの介護サービス情報を添付するよう努める。

６　公表後の介護サービス情報の変更

（１）休廃止

指定情報公表センターは、公表の後に対象事業者から変更の届出があった場合は、当該届出の内容が休廃止に係るものであるときは、公表システムから当該事業者の基本情報及び運営情報の登録を抹消し、届出の内容が基本情報に関するものであるときは、速やかに公表システムに登録した内容を変更するものとする。

（２）休廃止以外による変更の取り扱い

基本情報及び運営情報の内容について、当該事業者に係る情報を公表した後に変更が生じたときは、当該事業者は、速やかに公表システムの報告システムにより指定情報公表センターに報告する。

Ⅳ　その他

（１）苦情等の対応

対象事業者等からの苦情については、県、指定情報公表センターが適宜適切な対応を行い、それぞれ苦情対応の経過を記録する。

また、苦情対応経過の記録については、個人を特定できる情報を消除した上で、相互に必要な情報

を共有する。

（２）拒否事業者への対応

報告を拒否する事業者（拒否事業者）に対しては、県、指定情報公表センターは、相互に連携して、必要な督励を行う。

（３）対象外届等の提出

「介護サービス情報の公表」制度における報告等の対象外届（特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者用）（様式１）、介護サービス情報の公表制度における報告等の対象外申告書（様式２）、介護サービス情報の公表制度における報告等の猶予申請書（様式３）、介護サービス情報の公表制度における報告等の手続き依頼書（様式４）については、知事に提出するものとする。

補則

本計画に定めるもののほか、計画の運用に際して必要な事項は、別に定める。